

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

歌手名等からなる商標の審査の運用実態に関する
調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

1. 6 韓国

韓国では、歌手名等は基本的に識別力があるものととらえられており、本人又は正当な権利を有する者が歌手名等を商標として出願した場合、基本的には登録となる。

(1) 識別力に関する商標法上の規定について

歌手名等について特に明記した商標法上の規定はない。そこで、歌手名等の登録の可否は商標法第2条や第6条及び第7条等の規定¹⁹から解釈論として導かれる。まず、商標法第2条第1項第1号において、「『商標』とは、商品を生産・加工又は販売することを業として営為する者が自己の業務に関連した商品を他人の商品と識別されるようにするために使用する次の各目のいずれか1つに該当するもの(以下、『標章』という。)をいう」と商標が定義されている。また、商標法第2条第1項第2号において、「『サービス標』とは、サービス業を営為する者が自己のサービス業を他人のサービス業と識別されるようにするために使用する標章をいう」と定義されている。

その上で、登録できない商標として識別力のない商標が挙げられている(商標法第6条)。商標法第6条における識別力のない商標とは、(a)その商品の普通名称を普通に表示する方法で表示した標章のみからなる商標(同項第1号)、(b)その商品に対して慣用する商標(同項第2号)、(c)その商品に産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状(包装の形状を含む。)・価格・生産方法・加工方法・使用方法又は時期を普通に表示する方法で表示した標章のみからなる商標(同項第3号)、(d)顕著な地理的名称・その略語又は地図のみからなる商標(同項第4号)、(e)ありふれた姓又は名称を普通に表示する方法で表示した標章のみからなる商標(同項第5号)、(f)簡単でありふれた標章のみからなる商標(同項第6号)、(g)第1号乃至第6号以外に需要者が誰の業務に関連した商品を表示するのかを識別することができない商標(同項第7号)である。

ただし、上記(c)から(f)に該当する商標であっても、使用により出所表示として認識することができるようになったものは登録が可能である(商標法第6条第2項)。

(2) 歌手名等からなる商標についての審査基準上の取扱い

歌手名等について特に明記された箇所はない。記述的商標に関しては、商標審査基準²⁰ 第8条(性質表示商標)に記載されている。ここでは、商標が商品の産地表示、品質表示、原材料表示、用途表示、数量表示、形状表示、価格表示又は生産方法・加工方法・使用方法の表示に該当し、「普通に表示する方法で表示した標章のみ」に該当

¹⁹ 商標法(日本語訳)、特許庁 HP 及び JETRO Seoul 知的財産チーム HP からのリンクより、崔達龍国際特許法律事務所 HP 内 URL : <http://www.choipat.com/menu31.php?id=26&category=0&keyword=>, 2014年1月13日検索, 以下同じ

²⁰ 商標審査基準(日本語訳)、特許庁 HP 及び JETRO Seoul 知的財産チーム HP 内、法令、「審査基準など」のページ内 URL : http://www.jetro-ipr.or.kr/lawJudge_list.asp, 2014年1月13日検索, 以下同じ

²¹ 商標審査基準(2013年12月31日改訂, 2014年1月3日公開), URL: http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.ip_info.amend_lat.BoardApp&board_id=amend_lat&cp=1&pg=1&npp=10&catmenu=m02_02_05&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=13159&gubun=, 2014年2月3日検索, 以下同じ

する場合、拒絶となる。

また、歌手名等からなる商標が「ありふれた姓又は名称」に該当し、普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標に該当する場合(商標法第1項第5号)、審査基準第10条が該当する。「ありふれた姓又は名称」とは、「現実に多数が存在する、又は観念上多数が存在するものと認識されている自然人の姓又は法人、団体、商号であることを表示する名称等という」と定義されている(商標審査基準第10条3)。

また、ありふれた姓又は名称であるか否かの判断は、電話帳又は人名録等に相当数あるか否かを参考とし、特定人に独占させたときに取引上の混乱をもたらすおそれがあるか、又は同じ性や名称を持つ者に不測の損害を与えるおそれがあると認定されるか否かが基準とされる(商標審査基準第10条解釈参考資料2)。

なお、正当な権原のない第三者が、有名な歌手名等を商標として出願した場合は、商標法第7条第1項第7号の商品の品質誤認又は需要者を欺瞞するおそれがある商標に該当し、拒絶理由が通知される(商標審査基準第25条13及び14(2013年12月30日新設))。

(3) 歌手名等からなる商標の審査での取扱い

(3-1) 拒絶の可能性

韓国知的財産庁(以下、KIPOと表記する)及び出願代理人は、歌手名等からなる商標を、いわゆる音楽関連商品等を指定して出願した場合、その出願人が歌手本人又は許諾を得るなどした登録に関して正当な権利を有する者である場合、基本的には登録が可能であるとしている²²。

また、グループ名などが商品の説明として認識される場合であっても、当該名称が使用により識別力を獲得している場合には、登録を受けることができる(商標法第6条第2項)。

なお、本人又は正当な権利を有する者が出願した場合であっても、その名称が流行語のように多数の第三者に既に使用されており、他の需要者が誰の業務に係る商品を表示するかを識別することができないものについては拒絶となる(商標法第6条第1項第7号、商標審査基準第12条5(旧4項、新たな4が新設されたため5に移動))としている。

他方、許諾を受けていない第三者が有名な歌手名等からなる商標を出願した場合は、商品の出所混同や品質の誤認を引き起こすおそれがあるとして、商標法第7条第1項第11号に該当し、拒絶となる(商標審査基準第25条13)。

²² なお、KIPOは、この点について、識別力に関しては一般的な商標と同様の基準を適用して審査すべきとの考えを持っているが、運用上、本人又は正当な権利者による出願であれば基本的に登録とする運用をしていると述べている。

主な登録例としては以下のとおりである。

(a) 商標：**CHRISTINA AGUILERA**

指定商品等：第9類「CD類」他，第41類「ライブショー」他

(b) 商標：**MICHAEL JACKSON**

指定商品等：第9類「CD類」他，第41類「マルチメディアの劇場パフォーマンスの提供」他

(3-2) 拒絶となる指定商品又は指定役務

KIPO は、以下の商品又は役務について出願した場合、識別力がないとして拒絶される場合があるとしている。ただし、拒絶される場合に該当するのは、上記のように正当な権利を有していない第三者による出願の場合である。

- 第9類：「録音・録画済みの磁気テープ，録音・録画済みのコンパクトディスク，レコード，インターネットを利用して受信し，及び保存することができる音楽ファイル，その他同種の商品
- 第16類：印刷物，書画，写真，ポスター，音楽の演奏・コンサートプログラムに関するツアーブック，ステッカー及び転写紙，その他同種の商品
- 第41類：録音・録画済み記憶媒体の貸与，CD等の貸与，音楽の演奏に関する情報の提供，オンラインによる音楽・音声・映像・画像・文字情報の提供，その他同種の役務

歌手名等からなる商標が拒絶された例として「Music Land」がある。

(3-3) 歌手名等の有名性の程度による判断の変化の可能性

KIPO は、歌手名等が一般需要者に知られていない(歌手名等として認識できない)場合は、グループ名などが商品の説明として認識されない限り、CD等の音楽関連商品や役務について出願しても登録は可能であるとしている。しかし、出願時に既に広く知られており、かつ正当な権利を有さない第三者が出願した場合は、登録することはできない。登録ができるのは、本人又は正当な権利を有する者が出願した場合、セカンドリミーンングが生じていなくても登録が可能となる。

なお、「正当な権利を有する者」は、契約によって正当な権利を有する所属事務所が挙げられる。また、有名であるか否かについては、一般需要者の認識レベルを基準に判断される。すなわち、アルバム販売量，放送活動経歴などの有名性を判断する具体的な数値などの基準があるわけではなく、一般需要者の観点から、審査官の判断による。

(3-4) 識別力の有無の判断時

出願時から出願商標を使用していることが必要であるが、登録査定又は審決時までには識別力を具えていれば登録となる(商標法第6条第2項)。

(3-5) 使用により識別力を獲得した場合の登録可否

歌手名等からなる商標の場合、当該歌手名等が既に有名であり、かつ本人が出願していれば基本的に登録とする運用となっている。この場合、使用態様も参照される。なお、KIPOによると歌手名等に関して商標法第6条第2項を適用して登録となった例はない。

(3-6) 識別力以外の拒絶理由

KIPO 及び出願代理人のいずれも、商標法第7条1項6号「著名な他人の姓名・名称又は商号・肖像・書名・印章・雅号・芸名・筆名若しくはこれら略称を含む商標は商標登録を受けることができない。(ただし、その他人の承諾を得ているものを除く。)」を挙げている。これは日本の商標法第4条1項8号と同旨である。

加えて、出願代理人は、商標法第7条第1項第7号(先願先登録)、及び商標法第7条第1項第9号(出所の混同の可能性)を挙げている。

拒絶された例としては商標「2NE1」がある。この商標は、韓国のアイドルグループの名称であり、第三者によってなされたものである。特許裁判所は、この出願を当該グループの人権を害するおそれがあるとして商標法第7条第1項第6号に基づき拒絶した(2011Heo11118)。

(4) 資料(条文等)

<商標法(2013.04.05 法律第11747号)第2条 定義>

①本法で使用する用語の意味は、次のとおりである。<改正 1995.12.29, 1997.8.22>

1. “商標”とは、商品を生産・加工又は販売することを業として営為する者が自己の業務に関連した商品を他人の商品と識別されるようにするために使用する次の各目のいずれか1つに該当するもの(以下、“標章”という。)をいう。<改正 2007.01.03>

ア. 記号・文字・図形、立体的形状又はこれらを結合するかこれらに色彩を結合したもの

イ. 異なるものと結合しない色彩又は色彩の組合、ホログラム、動作又はその他に視覚的に認識することができるもの

ウ. 音・におい等視覚的に認識することができないもののうち、記号・文字・図形又はその他の視覚的な方法で写實的に表現したもの

2. “サービス標”とは、サービス業を営為する者が自己のサービス業を他人のサービス業と識別されるようにするために使用する標章をいう。

(以下略)

<商標法第6条 商標登録の要件>

①次の各号の1に該当する商標を除いては、商標登録を受けることができる。<改正 1997.8.22>

1. その商品の普通名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標
 2. その商品に対して慣用する商標
 3. その商品に産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状(包装の形状を含む。)・価格・生産方法・加工方法・使用方法又は時期を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標
 4. 顕著な地理的名称・その略語又は地図のみからなる商標
 5. ありふれた姓又は名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標
 6. 簡単でありふれた標章のみからなる商標
 7. 第1号乃至第6号以外に需要者が誰の業務に関連した商品を表示するのかを識別することができない商標
- ② 第1項第3号乃至第6号に該当する商標であっても、第9条の規定による商標登録出願前に商標を使用した結果、需要者間にその商標が誰の業務に関連した商品を表示するのかが顕著に認識されているものは、その商標を使用した商品を指定商品(第10条第1項又は第47条第2項第3号の規定によって指定した商品又は追加で指定した商品をいう。以下同じ。)として商標登録を受けることができる。<改正2001.2.3>
- ③ 第1項第3号(産地に限る)または第4号の規定に該当する標章であっても、その標章が特定商品に対する地理的表示である場合には、その地理的表示を使用した商品を指定商品として地理的表示団体標章登録を受けることができる。<新設2004.12.31>

<商標審査基準 第8条(性質表示商標)(参考仮訳)>

- ① 法第6条第1項第3号(以下「本号」という)は、商標の外観・称呼・観念を総合的に考慮して、その商品の需要者や取引者が産地、品質、原材料等、本号で規定されている商品の性質を直感することができ、商品の出所表示として認識されることがないか、特定の人に独占させる場合、当業界の競争を制限するおそれがある場合に適用する。ただし、単に商品の性質を間接的・暗示的に表示するものにすぎない場合には、本号を適用しない。<本項新設2013.12.30>

(中略)

- ④ 本号で規定するその商品の「品質表示」とは、当該指定商品との関係でその商品の品質の状態や優秀性を直接表示するものと認められる場合には、これに該当するものとみなす。

(中略)

《解釈参考資料》

(中略)

- 5 ④項に規定する商品の品質表示には、商品の品位や等級の表示、品質保証の表示や美感の表示も含まれているものとみなす。現実に当該商品に表示された品質の有無を問わない。ただし、当該品質が存在しないとき又は過大表示しているときは、法第7条第1項第11号の規定も適用する。

例 示

(指定商品) (上の表)

- ①全商品 : 上, 中, 下, 品質保証, 優, 良, 可, 金牌, 銀牌, 等級, 特選, 特別, 一品, 名物, 純正, 元祖, 優秀, SUPER, DELUXE, NEW, COMPLETE, STANDARD, GENUINE, 最上, KS, JIS
- ②環境関連商品 : 清浄, 無公害, GREEN, BIO
- ③化粧品類 : Soft Brown(大法院 2003 フ 304)
- ④緑茶等 : 命の水
- ⑤ランニングシャツ : ハイランニング(大法院 81 フ 28)
- ⑥衣服 : ELEGANCE BOUTIQUE(大法院 94 フ 548), SHEER ELEGANCE(大法院 94 フ 50)
- ⑦技術関連商品 : Hitec(大法院 93 フ 1100)
- ⑧ホテル等経営業 : TRAVEL LODGE 又はトラベルロッジ(大法院 92 フ 1882, 1875)

<商標審査基準 第 10 条(ありふれた姓又は名称)>

- ① 法第 6 条第 1 項第 5 号 (以下「本号」という。) に規定する「ありふれた氏又は名称」とは, 現実的に多数が存在するか, 又は觀念上に多数が存在するものと認識されている自然人の姓又は法人, 団体, 商号であることを表示する名称等をいう。

(中略)

《解釈参考資料》

- 2 ありふれた氏又は名称であるか否かの判断は, 電話帳や住所録などの多くがあることを参考にして, 特定の人に独占させるときに取引上の混乱をもたらすおそれがあるかのような姓や名称を持った者に不測の損害を与えるおそれがあると認められるかどうかを基準とする。

<商標審査基準 第 25 条(品質の誤認又は需要者欺瞞)>

(略)

- ⑬ 国内の一般需要者や取引者に, 特定の芸能人, 有名人のグループ名, 又は特定の放送番組, 映画, 歌などとして認識されている名称と同一又は類似の商標を, 正当な権原を有する者以外の他人が出願した場合は, 商品出所の混同や品質の誤認を引き起こすおそれがあることが報告さ本号を適用する。<本項新設 2013.12.30>
- ⑭ 審査官は, 職権で, インターネット検索などを通じて出願商標が本号に該当するかどうかを調査し, その結果を踏まえ, 意見提出通知をすることができる。この場合, 通知書に商品出所の混同や品質の誤認を引き起こすおそれがあるかどうかを判断するために活用した根拠資料とその情報源を記載して通知しなければならない。<本項新設 2013.12.30>

各国比較一覧表

1. 歌手名等からなる商標の取り扱い

#	項目	アメリカ	CTM(OHIM)	イギリス	ドイツ	中国	韓国	オーストラリア	台湾
1	本人が出願した場合の拒絶の可能性	なし※1	あり	あり	あり	なし	なし	あり	あり
2	歌手名等の取扱い(識別力に関する)	基本的に拒絶の対象(ただし、一連の作品が発表されている場合を除く。下記参照※2)	—	識別力あり※1	—	識別力あり	識別力あり	人名は基本的に識別力有※1/グループ名は個別に判断	特に記載なし(人名は基本的に識別力有)
3	適用条文(識別力に関する)	—	CTMR 第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※2) 1994	商標法第8条1項、2項	—	商標法第6条1項7号	商標法第41条(3)or(4)※1	商標法第29条1項
4	審査基準/ガイドライン適用箇所(識別力に関する)	TMEP § 1202.09	ガイドライン2.3.2.7	審査ガイド “Famous Name”	—	—	商標審査基準第8条	審査マニュアル Part 22「第41条 識別可能」	商標識別性基準 2.2.1「記述的標識」、4.6.1「氏」、4.6.2「氏名」
5	拒絶となる指定商品又は指定役務								
	第9類 「録音・録画済みの磁気テープ、録音・録画済みのコンパクトディスク、レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、その他同種の商品」	○(登録可)	×(拒絶)	○(登録可)	×(拒絶)	○(登録可)	○(登録可)※1	×(拒絶)	×(拒絶)
	第16類 「印刷物、書画、写真、ポスター、音楽の演奏・コンサートプログラムに関するツアーブック、ステッカー及び転写紙、その他同種の商品」	○(登録可)	×(拒絶)	×(拒絶)※3	×(拒絶)	○(登録可)	○(登録可)※1	×(拒絶)	×(拒絶)
	第41類 「録音・録画済み記憶媒体の貸与、CD等の貸与、音楽の演奏に関する情報の提供、オンラインによる音楽・音声・映像・画像・文字情報の提供、その他同種の役務」	○(登録可)	○(登録可)	○(登録可)	×(拒絶)	○(登録可)	○(登録可)※1	×(拒絶)	×(拒絶)
	その他	—	書籍の編集	—	—	—	—	—	×(拒絶) 第35類「録音又は録画済み記憶媒体の小売又は卸売、CD類の小売又は卸売」 第38類「テレビジョン放送、ラジオ放送」 第41類「映画、ビデオ及び録画済み媒体の制作、映画、ビデオ及び録画済み媒体の貸与、娯楽の提供、演劇の上演」
6	有名性の関与	—	有名である場合拒絶される	有名でない場合、登録可 有名である場合、単なるイメージキャリアとなる商品役務を指定した場合拒絶	有名である場合拒絶される	—	有名である場合拒絶されない※2	有名である場合拒絶される(第三者による出願の場合)	結論は変わらない
7	有名性の推移による判断の変化の可能性	なし	あり	なし	有り(理論的には)	—	なし	—	—
8	使用により識別力を獲得した場合の登録可否	—	可	可	可	—	可※3	可(グループ名)	—
9	その他の拒絶理由	①歌手名等の名前は基本的に拒絶の対象※2 ②生存者の名前を許可なく出願した場合	—	①相対的拒絶理由 ②取引上の表示のみからなる商標	①商品又は役務の特徴を示すために取引上使用される商標 ②商品又は役務の種類・質・原産地等の誤認を生じさせる商標 ③悪意による出願	①社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす場合。 ②先に存在する他人の権利を侵害してはならない。	①公序良俗違反 ②著名な他人の姓名・名称等を含む商標(承諾なし) ③品質誤認又は欺瞞する商標	誤認混同	—
	条文	①商標法第1条、2条及び45条(15 U.S.C. § 1051, 1052, and 1127) ②15 U.S.C. § 1052(c), 1052(f), 1091(a)	—	①商標法第5条 TMA1994/Article 8 CTM Reg(異議) ②商標法第3条(1)(c)	商標法第8条2項、4項及び10項	①第10条第1項(八) ②第31条	①第7条1項4号 ②第7条1項6号 ③第7条1項11号	商標法第43条	—
	審査基準/ガイドライン適用箇所	①TMEP § 1202.09 ②TMEP § 1206	—	—	—	—	—	—	商標審査マニュアル part29, 4.4.1
10	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
11	注釈	※1: 識別力なしとしての拒絶はない。ただし、単に内容を表示するような使用の場合は拒絶 ※2: ①歌手名等の名において複数作品を発表しており、②当該名前が作品群の出所を示し、単に作者を示すに過ぎないものではないことを示すに足る証拠の提出により登録可。それ以外は登録不可。		※1: Common surname以外 ※2: Trade Mark Act ※3: 単なるイメージキャリア、中世のバジとなるものを指定商品とした場合	—	—	※1: 第三者が出願した場合。歌手名であっても通常の識別力に関する基準に基づいて判断される。現在、審査基準に歌手名等について明記することを検討中。 ※2: 本人又は正当な権利者が出願した場合 ※3: 登録例はない	※1: Common Nameでなく、指定商品役務がありふれたもの(commonplace)でなければ基本的に登録となる。	—